

一般社団法人日本車椅子バスケットボール連盟
強化指定選手等行動規範に関する規程

(目的)

一般社団法人日本車椅子バスケットボール連盟（以下「連盟」）は、強化指定選手及び日本代表選手等(以下「強化指定選手等」)が連盟を代表する選手として、パラリンピックや世界選手権大会等で活躍を目指すアスリートとしての自覚と責任を持って行動し、ひいては車椅子バスケットボールの健全な普及・発展を図ることを目的に、本規程を制定する。

(規程の遵守と内容)

強化指定選手等は、以下の事項を理解するとともに、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

- 1 強化指定選手等は、国民、競技に関わるボランティア、理事、連盟社員、オフィシャルパートナー及びオフィシャルスポンサーなどの支援を得ていること、並びに常に一般社会から注視されていることを自覚して行動をとらなければならない。
- 2 強化指定選手等は、ドーピング手続きを含むメディカルチェックをはじめ、大会や強化合宿等への参加規則及び登録などの知識及び事務手続の理解に努め、提出期限を厳守しなければならない。
- 3 強化指定選手等は、それぞれ指定された活動及び行事（連盟主催大会、合宿、練習、ミーティング、講習会、記者会見、壮行会等）には時間を厳守し、参加することに務めること。ただし、日本代表リーダー若しくはヘッドコーチがやむを得ない事情によると認められた場合は、その限りではない。
- 4 連盟及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会もしくは日本代表選手団からの要請があったとき、日本選手団マニュアル等に準ずる。
- 5 法令に違反する行為又強化指定選手等の信用を損なう行為や他者を誹謗中傷する発言や行為をしてはならない。特に、ソーシャル・ネットワークング・サービス（例：フェイスブック、ライン、ツイッターなど）による発信には十分、注意すること。
- 6 強化指定選手（当該年度の強化指定）としての活動期間中は、20歳以上であっても禁煙とする。また、国際大会及び合宿等においては、強化指定選手等であることを自覚し、飲酒については、原則禁止とする。
- 7 健康に対する自己管理を行い、国際大会派遣候補選手となった時には、褥瘡の有無、インフルエンザ、その他の感染症等にかかった時点で速やかに日本代表リーダー若しくはコーチ陣へ申告すること。
- 8 事務連絡などすぐに確認し、返信が必要な場合には期日までにを行い、確認連絡が取れるよう努めること。
- 9 その他、日本代表リーダー若しくはヘッドコーチ等から指示された事項を遵守すること。
- 10 自らが反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力の暴力、威力または詐欺的手法を利用していないこと、その他反社会的勢力との間に交際がないことを保証すること。

(違反選手に対する処分)

- 1 強化指定選手等が前記1～10の行動規範に著しく違反する行為を繰り返しかつ改善が認められないとき、技術委員会委員長（以下、「委員長」）は強化指定選手等を解除することができる。なお、委員長は強化指定選手等を解除したときは速やかに理事会に報告しなければならない。
- 2 委員長は必要に応じて、次の対応をとることができる。
 - (1) 強化指定選手等の活動・行事に参加することを一時的に停止させること。
 - (2) 国際大会参加時に、強制的に帰国させること。
- 3 委員長は1及び2の処分を行うときには、理由を記載した書面で行わなければならない。
また、当該選手等から書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 処分を受けた選手等は、書面を受け取った日から30日以内に連盟代表理事あてに不服申し立てを行うことができる。
- 5 この不服申し立てに関する審査及び裁決は、理事会で行なうこととする。
付則 本規範は、平成28(2016)年5月23日より実施、施行する。

一般社団法人日本車椅子バスケットボール連盟
2016 強化指定選手等誓約書

一般社団法人日本車椅子バスケットボール連盟（以下「甲」という）と _____（以下「乙」という）は、乙が強化指定選手等として活動するにあたり、以下のとおり合意する。

第1条 [誠実義務]

乙は、甲の強化指定選手等規程をはじめとする諸規程等を遵守し、日本を代表するトップアスリートとして自覚を持ち、青少年少女の夢と希望であり続け、社会の模範として信頼され続けるよう努める。

第2条 [履行義務]

乙は、次の各事項を履行する。

- (1) 本制度の目的に即して、競技力の向上に努める。
- (2) 正当な理由がある場合を除き、甲が指定する大会に出場する。
- (3) 正当な理由がある場合を除き、甲が指定または推薦する行事に参加する。
- (4) 原則として年1回、甲が指定する測定及びメディカルチェックを受診する。ただし競技者の健康状態において、医事委員会がさらに必要と認めた場合はこの限りでない。
- (5) アンチ・ドーピングにかかわる全ての基準を適正に遵守する。
- (6) 甲に対し、定められた時期に年間計画の提出と活動実績の報告をする。
- (7) 甲の技術委員長が必要とした面談に応じる。
- (8) 乙は、パラリンピック大会、世界選手権等の重点国際競技大会でメダル獲得及び最高のパフォーマンスを目指し、競技力向上及び健康状態の保持に努める。

第3条 [メディア対応・選手の肖像等の使用]

- (1) 乙は、日本を代表するトップアスリートとして自覚を持ち、メディアからのインタビュー、取材、テレビ番組への出演及び撮影などを受けるときは、身だしなみや服装に注意するとともに、自身の発言、行為には十分に留意する。
- (2) 乙は、パラリンピック又は世界選手権等の国際競技大会の日本代表選手に選出されたときは、本連盟又は国際パラリンピック委員会、日本パラリンピック委員会、その他関連機関が別途定める肖像及びメディア活動に関する規制事項を遵守する。
- (3) 乙は、甲がその広報・広告宣伝活動等のために、事前に協議の上、乙の個人肖像を無償で使用することを承諾する。乙は甲の広報・広告宣伝活動等の為に、肖像写真・動画撮影・インタビュー等録音などを含む素材制作が必要とされた場合、乙は原則として無償で甲に協力するものとする。甲は乙の競技活動に配慮したうえで素材制作の日程を決めるものとする。
- (4) 乙を含む集団肖像（2名以上・日本代表公式衣服類着用時）を甲及び甲の協賛社など、甲が認めた第三者が商業利用することを承諾する。
- (5) 甲が主催する日本代表強化および派遣事業実施期間、その他指定行事参加期間において乙は甲のオフィシャルパートナー等の競合他社の広報広告宣伝活動に参加してはならない。また、それらの期間中で、甲が公式・指定ユニフォーム・衣服・シューズ類を支給している場合、乙はこれら支給衣類を着用するものとし、同競合他社製品を着用してはならないものとする。ただし、練習中や競技中における練習・競技用シューズやその他競技関連装飾品類の着用は除く。
- (6) 乙は、マスコミ、ブログ、ソーシャルメディアなどを通じた情報発信につき、その特性やリスクなどを十分に理解し、自身の発言による影響力の大きさを自覚した上で不用意・不確実な内容を発信してはならない。

第4条 [有効期間]

本契約書の有効期間は、2016年5月23日～2017年3月31日までとする。ただし、強化指定選手の指定の解除がなされた場合は、指定解除の日までとする。

本契約書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

2016年 月 日

甲 東京都港区赤坂 1-2-2

一般社団法人日本車椅子バスケットボール連盟
会長 玉川 敏彦 印

乙 住所：

氏名：

印